

# 児童センター等一元化施設 整備基本設計の概要

市では、東光児童館、神威児童センター・学童保育室、市民体育館の代替機能や図書館機能などをあわせ持つ施設（一元化施設）を歌志内学園の敷地内に整備し、幼児から高齢者までが集い、子育て支援や市民交流の拠点となる施設整備を目指しています。

施設整備の基本計画は、令和3年度に「文教地区整備基本計画策定委員会」において検討を重ね策定しました。この基本計画をベースにさらに具体的な整備内容を検討するため、「文教地区複合施設整備検討委員会」を設置し、昨年度、建物の建設場所や建物内の配置などを検討し、その意見を基に「基本設計」がまとめられました。

今回、その一部をお知らせします。

なお、本年度は、令和6年度中の工事着工に向け、実施設計業務を行い、令和7年度中の施設完成・開設を目指していきます。

## 設計の基本方針

- 文珠地区のシンボルとなる景観づくり
  - 明るく、開放的で、温かく、みんなを受け入れるデザイン
  - カーボンニュートラルの実現とSDGsの活動に貢献する整備
- 以上の3つを基本方針とし

て、子どもたちとその家族にとって安心・安全な場所であり、市民誰もが気軽に立ち寄り、居心地の良い時間を過ごすことができる場を目指すこととしています。

## 土地利用方針

- 災害リスクを避けた建物設置
- 歩車分離した安全な学園・こども園とのアクセス路
- 建物と公園のつながりのある配置
- 鹿侵入防止対策

## 施設構成方針

- 児童館、図書館、コミュニティ施設、教育委員会、共用部をそれぞれの機能ごとに集約して配置
- メインの玄関のほかに、「児童館玄関」「職員出入口」「公園・学校側からの出入口」の設置
- 空間構成として、建物中央に南北を貫くオープンスペースの配置、正面玄関から建物の端から端まで真っ直ぐ視線を通せる開放感のある

る配置など、建物中央から施設全体が見渡せる開放感あふれる空間づくりを目指します。

この他にも、「歌志内市ゼロ

カーボンシティ宣言」に基づき再生可能エネルギーの利用も計画していきます。

今後も順次情報提供を行います。

〈企画広報グループ〉



▲文教地区の敷地東側からのイメージ図

# 春のぶどう畑

## ばん馬による馬耕

株式会社ラトリエ・ドゥ・ソル（遠藤美樹代表取締役）が運用する上歌ヴィンヤードのぶどう畑で春の馬耕が行われ、人と馬が協力して畑を耕している新鮮な光景が広がっていました。

今後は芽欠きや枝の誘引といった作業を経て、8月ごろに夏の馬耕（カルチ）が行われる予定です。



## 春のシーズン到来！

## かもい岳から見る「雲海」<sup>うん かい</sup>

市の観光名所の一つ、かもい岳山頂から見る雲海が春の見ごろを迎えています。

前日夜の湿度が高めであることや、その日の最低気温と最高気温の差が10度前後の予報の日など、雲海が出やすい条件が揃うとそこには絶景が……





# ご利用ください！ 高齢者福祉サービス

市では、高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう、各種福祉サービスを実施しています。ご利用については、お気軽に市役所や実施機関にお問い合わせください。なお、各行事等の実施案内は、そのつどお知らせします。

## 各種サービスの問い合わせ先

つどいの場事業、給食宅配サービス、在宅高齢者支援サービス、電話訪問サービスに関すること	社会福祉協議会（社協）	☎42-2328
高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）に関すること	建設管理グループ	☎42-2223
上記以外の在宅生活支援サービス、いきがい・健康づくりサービスに関すること	福祉事業グループ（福祉） 保健介護グループ（保健）	☎42-3213 ☎74-6616

## 在宅生活を支援するためのサービス

### ●高齢者市内移動支援事業

#### 【試行的実施】（福祉）

社会活動の拡大及び公共交通の利用促進などを目的に、タクシー乗車券とバス乗車券を希望に応じて交付します。

#### ▼対象者

75歳以上の方

#### ▼助成

タクシーで市内移動した際の支払い金額が500円になるタクシー乗車券、バスで市内移動した際の支払金額が100円になるバス乗車券



### ●高齢者外出支援交通機関利用助成事業（福祉）

日常生活の利便性と社会活動の拡大に資することを目的に、タクシー利用券もしくはバス利用券のどちらかを交付

します。

#### ▼対象者

75歳以上の方

#### ▼助成額

1人につき1枚500円の利用券が12枚つづりとなっている6000円のタクシー利用券、もしくは1枚1000円の利用券が60枚つづりとなっている6000円分のバス利用券のどちらかを選んでいただきます。

### ●外出支援サービス（福祉）

医療機関等への移動（交通機関を利用）の際の外出支援サービス利用券を交付します。

#### ▼対象者

要介護3～5に相当する在宅の高齢者、身体障がい者等級1級または2級の下肢障がい者及び体幹機能障がい有する方

#### ▼助成額

要介護3の方は年間1万5000円、要介護4・身体障がい者等級1級または2級の下肢障がい者及び体幹機能障がい者の方は年間2万円、要介護5の方は年間2万円、要介護5の方は年間2万5000円を限度とし、外出支援サービス利用券を交付

方は年間2万5000円を限度とし、外出支援サービス利用券を交付

### ●高齢者健康センター利用優待券交付事業（福祉）

健康の維持増進と閉じこもりの防止や意欲の向上を図るため、温泉利用優待券を交付します。

#### ▼対象者

65歳以上の方、身体障がい者等（64歳以下）の方

#### ▼交付枚数

1人につき年間5枚の温泉利用優待券を交付

### ●除雪ロータリー貸与サービス（保健）

体力的に除雪が困難な高齢者世帯などに対し、自宅周辺をロータリーで除雪することで冬期間安心して暮らせるように機械を貸し出します。

#### ▼貸出対象者

機械の貸出先は、老人家庭の周囲をひと冬除雪してくれる町内会、ボランティア団体など

#### ▼利用料

燃料費のみ利用団体が負担

●高齢者補聴器購入費助成事業 (保健)

聴力低下のある高齢者が、コミュニケーションの確保や社会参加ができるよう、補聴器購入費の一部を助成します。

▼対象者 購入時65歳以上の方のうち、身体障害者手帳の交付対象外で、補聴器が必要であると医師の証明がある方

▼助成費用 上限3万円



●緊急通報装置設置サービス (保健)

事故や急病など突発的事態に対処できるよう、消防署と利用者宅を直接電話回線で結ぶ緊急通報装置を設置します。

▼対象者 おおむね65歳以上の1人暮らし世帯で、身体が虚弱な方や重度の身体障がいなどにより、緊急時に

機敏に行動することが困難な方

▼利用料 設置・点検・電池交換・撤去費用は無料。通話料や利用者の事情による移設費用は利用者負担

●除雪経費助成サービス (保健)

居住家屋の屋根の除雪などが困難で、経済的に困っている高齢者世帯に経費を助成します。

▼対象者 おおむね65歳以上の方で、近くに扶養義務者がいない、経済的に困窮している方

▼助成額 前年度の平均所得月額により決定

●除雪ヘルパー派遣サービス (保健)

体力的に除雪が困難と認められる高齢者世帯に、除雪ヘルパーを派遣します。

▼対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯などで、近くに扶養義務者がいない方

▼利用料 前年度の所得課税

年額により決定



●家族介護用品支給事業 (保健)

在宅で中度・重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と交換できる引換券を交付します。

▼対象者 市内に住所を有し、介護保険法の認定が要介護3から5の在宅高齢者を介護している家族

▼助成額 1か月につき3000円

▼対象品目 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどの介護用品

※引換券で紙おむつ、尿取りパッドと引き換えた場合は、市指定の可燃ごみ袋20リットルを1か月に10枚支給します。

●介護教室 (保健)

在宅介護の知識や技術を専門講師がわかりやすくお教えします。

▼対象者 市民の方

▼参加料 無料

▼開催日程 年4回

※開催日時及び内容などの詳細については、開催時期が近くなりましたら、広報紙などでお知らせします。



●認知症サポーター養成講座 (保健)

認知症高齢者などにやさしい地域づくりをめざして、養成講座を開催します。

開催を希望する方のもとに、出前形式で行います。

▼対象者 小学生以上の方 ※受講人数は問いません。個

人でも団体でも出前します。

▼受講料 無料

※受講修了者には、サポーターのあかしである認知症サポーターカードを差し上げます。

●高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)(建設管理)

高齢に伴い生じる生活上の不安や不便をできるだけ解消し、安心して快適な生活が営めるよう、日常生活を支援する生活援助員を配置した高齢者に優しい設計の住宅です。

▼戸数 神威神楽岡団地19戸、東光団地19戸

▼家賃 入居世帯の収入によって決定

●給食宅配サービス(社協)

65歳以上のひとり暮らしで、疾病などにより身体機能が低下し、食事の支度が困難な方に、食事を宅配し食生活の改善と充実を図ります。

▼実施日 毎週月～金曜日の1日1回夕食(土・日曜、祝日及び年末年始を除く)

▼利用料 1食300円



●在宅高齢者支援サービス  
(社協)

おおむね70歳以上のひとり暮らし世帯に安否の確認を行い(月2回程度訪問)、孤独感の軽減を図り在宅生活の継続を支援します。

▼利用料 無料

●電話訪問サービス(社協)

65歳以上のひとり暮らしの高齢者などに対し、電話による定期的な安否確認や相談サービスを行います。

▼実施日 毎週水曜日(祝日を除く)

▼利用料 無料

いきがい・健康づくりのためのサービス

●老人クラブ活動支援(福祉)

高齢者の自主的組織である各老人クラブに対し、運営費の一部を助成します。

▼老人クラブ運営助成

▼高齢者グラウンドゴルフ大会へ6月下旬・アリーナチロル(予定)

高齢者の体力づくりと軽スポーツの普及を目的に、老人クラブ連合会との共催により開催します。

▼高齢者スポーツ大会へ8月下旬・アリーナチロル(予定)

各老人クラブの相互交流と高齢者の体力づくりを目的に、レクリエーションを中心とし

たスポーツ大会を開催します。

●敬老事業(福祉)

▼敬老会へ9月中旬・うたみん(予定)

市内に居住する75歳以上の方を対象に開催します。

余興を楽しみながら、多くの同世代と交流し、生きる喜びと意欲の向上を図ります。(開催日が近くなりましたら、対象者に個人通知します)。

▼百歳高齢者への記念品贈呈

100歳を迎え総理大臣よりお祝い状をいただく方へ、お祝い状を入れる専用額縁とフォトスタンドを市より贈呈します。

▼敬老祝金支給

長寿をお祝いし、その年に80歳となる方に1万円を支給します(敬老の日が近くなりましたら、対象者に個人通知します)。

●つどいの場事業(社協)

閉じこもりを防ぎ、心身の健康の維持、増進を目的に行います。

▼対象者 市内に居住する65歳以上の方

▼実施内容 茶話会・軽運動

・レクリエーション・趣味活動など

▼会場 社会福祉協議会

▼開催日時 毎週水曜日(祝日を除く) 10時~14時

▼参加料 1回150円

※昼食は希望者のみ斡旋します。送迎も行っています。



ジャンルは自由♪

広報掲載写真を募集します

市では、市民の皆さんが撮影した写真を募集しています。ご自身で撮影されたデータを通じて、企画広報グループへお寄せください。

風景やイベント、日常の何気ないシーンなど、ジャンルは自由です。

▼応募資格 市内在住の方

▼募集写真(条件)

・市内で撮影されたもの  
・おおむね撮影から1年以内のもの  
・広報に未掲載のもの  
・人物が特定できる写真の場合、その人物の掲載承諾を受けたもの

▼応募方法  
写真データを郵送または持参、電子メールで企画広報グループ(市役所3階)宛にお送りください。

▼選考方法

複数の応募があった場合は、審査のうえ、掲載する写真を決定します。

▼選考方法  
複数の応募があった場合は、審査のうえ、掲載する写真を決定します。

▼注意事項

・応募写真の著作権は応募者本人に帰属しますが、市が自由に使用することに同意いただいたものとします。

・応募写真に関する著作権、肖像権等の問題が発生した場合、その責任は応募者に帰属します。

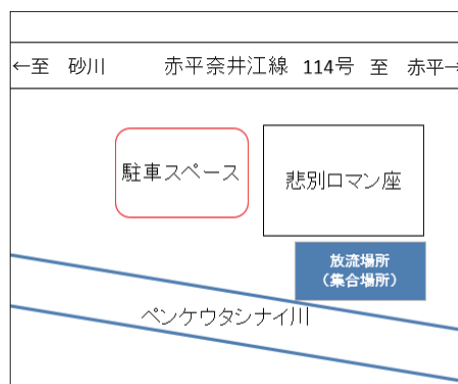
▼問い合わせ・応募先 企画広報グループ(〒073・0492 字本町5番地 市役所3階 ☎42・3214、FAX42・4111、MAIL:kaku.kohoo@city.utashinai.hokkaido.jp)



# ヤマメ稚魚放流の参加者を募ります

- 日時：6月5日（月）10時30分～  
※雨天中止（河川での事故防止のため）
- 会場：ニングルの森（ロマン座裏ペンケウタシナイ川）
- 内容：ヤマメの稚魚3千匹の放流
- 服装：濡れてもよい服装、長靴

【集合場所】歌志内市字上歌1番地1



～タイムスケジュール～	
10:30～	放流方法の説明
10:40～	放流開始
11:10～	放流終了
11:30	記念撮影、解散



問い合わせ ふるさと振興グループ（市役所2階 ☎42-3215）

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～後期高齢者医療保険料の軽減の見直しについて～

### ●均等割の軽減

保険料均等割の軽減割合が、下表のとおり見直しされました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	1万5567円
43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	2万5946円
43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	4万1513円



所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	1万5567円
43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	2万5946円
43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	4万1513円

- 軽減は、被保険者全員と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象になります。
- 昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

### ●被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特例措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減になります。

なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。

### ●保険料額の決定

新しい保険料率に基づいて計算された令和5年度の保険料額は、7月に「保険料決定通知書」により、個別に通知します。

### ●問い合わせ

- 保険料に関すること 税務グループ（市役所1階 ☎42-3217）
- 制度全般に関すること 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）



# 国保の特定健診・後期高齢者の健診のご案内

国保の特定健診と後期高齢者の健診を下記のとおり実施します。

## ●健診の対象者・料金・検査内容

健診の種類	対象者	料金	検査内容
国保の特定健診	40歳～74歳の国保加入者 ※令和6年3月31日までに40歳になる方も対象です。	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体計測（身長・体重・腹囲）</li> <li>・血圧測定</li> <li>・尿検査（蛋白・糖・潜血）</li> <li>・血液検査（脂質・血糖・肝機能・貧血・腎機能・痛風）</li> <li>・心電図</li> <li>・診察</li> </ul>
後期高齢者の健診	後期高齢者医療保険加入者		

## ●健診会場・時期等

健診会場	時期・曜日	通院者以外の受付時間	申し込み
歌志内市立病院 （国保の特定健診）	7月～ 令和6年2月末 （月）～（金）	①13:30～14:00 ②14:30～15:00 ③17:00～17:30 ※③は水曜日のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院中の方は医療機関窓口で申し込み</li> <li>・通院者以外の方は、希望日の1週間前までに保健介護グループへ申し込み（☎74-6616）</li> </ul>
勤医協上砂川診療所 （国保の特定健診） （後期高齢者の健診）		9:30～11:00 ※時間は予約の際に相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関窓口または電話で申し込み 勤医協上砂川診療所（☎62-2204）</li> <li>※後期高齢者の健診を受ける方は、保健介護グループへもご連絡ください</li> </ul>

国保の特定健診は、下記の医療機関でも受けることができます。  
くわしくは、6月下旬に個別にご案内します。

市名	医療機関
砂川市	細谷医院、村山内科医院、砂川慈恵会病院
滝川市	滝川市立病院、滝川中央病院、鈴木内科クリニック、石田クリニック、シーザーズ・メディ・ケア神部クリニック、若葉台病院、男澤医院、久保会医院、文屋内科消化器科医院、おおい内科循環器クリニック、脳神経よしだクリニック

問い合わせ 保健介護グループ（市役所2階 ☎74-6616）

こんにちは!

くれは じん へい  
庶務グループ 呉服仁平です

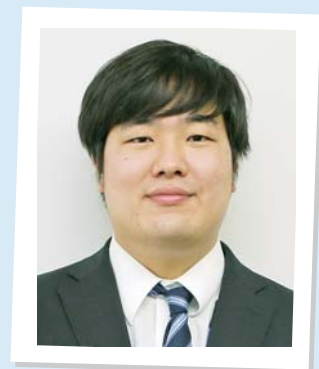
はじめまして、4月から総務課庶務グループにて勤務をしています  
呉服仁平です。

私は大阪で生まれ、関西で幼少期を過ごしていました。しかし、家族で訪れた北海道に心を奪われ、大学進学と共にこの北海道で暮らしていくことを決めました。北海道教育大学釧路校を今年の3月に卒業し、この歌志内市での生活に胸を躍らせながら過ごしています。

現在は、市役所での仕事の基礎を懸命にこの身に叩き込んでいる最中で、電話の受け答えや市役所に送られてきた郵便・メールの仕分けなどを行っています。もしかするとこれを読んでくださっている皆さまの中にも、私に対応させていただいた方がいるかもしれません。

趣味は料理で、時間のとれる週末などに食材の買い出しや調理をしています。これから本格的に夏が来て、辛いものおいしい季節になるのが楽しみです。

この歌志内での皆さまとの生活をよりよく過ごしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。







# 消防本部からのお知らせ

消防本部 ☎42・3255

## ガソリンの取り扱いについて

これからの時期は、雑草の除去や行楽などで草刈り機や発電機を使用する機会が多くなります。

ガソリンは、取り扱い方法や保管方法を間違えると大きな事故へとつながりますので、次のことに注意しましょう。

### ■購入方法

- ・灯油用のポリ容器にガソリンを入れることは禁止されていますので、「試験確認済証」が貼られている金属製の携行缶を使用しましょう。
- ・セルフ式ガソリンスタンドで、自ら携行缶にガソリンを入れることはできませんので、スタッフにお願いしましょう。

### ■取り扱い方法

- ・ガソリンは、小さな火や火花から離れていても引火する恐れがあるため、火の取り扱いにはじゅうぶんに注意しましょう。
- ・携行缶からガソリンを補給するときは、エア抜きを行います。

### ■保管方法

- ・衣類や身体に付着した場合は、衣類を取り替えて水と石けんで洗い流しましょう。
- ・屋内で40リットル以上のガソリンを保管する場合は、火災予防条例の規制を受けますので事前に消防署にお問い合わせください。
- ・直射日光が当たる場所や、高温になる場所は避けましょう。
- ・物置に保管する場合は、放火対策と盗難防止のため出入口を施錠しましょう。
- ・ガソリンは、劣化するので

長期間保管するのはやめましょう。

〈予防・保安グループ〉

## 通行規制区間への侵入の危険性について

道路で災害が発生した場合などには、通行止め等の規制が実施されます。

通行止め区間へ脇道などから侵入すると、損壊した道路からの転落や、崩落した土砂に巻き込まれる等の重大な事故につながる恐れがあります。たいへん危険ですので指定された迂回路のご利用をお願いします。

なお、通行規制の状況は次のホームページで公表しています。

●通行規制情報（道路情報提供システム）

<https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/>

▼問い合わせ 建設管理グループ（市役所2階 ☎42・2223）

## 第11話 新しい救急車について



警防・救急グループ



歌志内市消防署 救急1号車

消防署では令和5年3月22日からトヨタハイエースをベースにした救急車の運用を開始しています。

電動ストレッチャー  
ストライカー Power-Pro



救急資器材の中には北海道で4番目となる電動式ストレッチャーを導入し、昇降時の振動を最小限に抑え、乗っている方の負担を軽減します。

感染症対策として車内に患者室と運転席を隔離する扉を設けました。  
※開放時は、資器材収納庫の扉として使用していただきます。



開放時



閉鎖時



市のホームページに「救急車の紹介」を掲載していますので、興味のある方はぜひ閲覧してください。

次回～第12話 心肺蘇生法について



## 議会の動き

第2回臨時会  
5月11日、会期1日間で開催

## 改選後の構成

改選後、初めて開かれた議会では、議長に本田加津子氏、副議長に女鹿聡氏をそれぞれ選出。議会選出の監査委員には川野敏夫氏が選任されました。

また、本会議の予備的審査・調査機関として設置している行政常任委員会、効率的な議会運営を行うために設置している議会運営委員会の委員と、一部事務組合等の議会議員は次のとおりです。

※以下、各委員・議員の敬称は省略。

※委員長は◎、副委員長は○、委員は・で共通表示。

## 新議長に本田加津子氏を選出

## 副議長に女鹿聡氏、監査委員に川野敏夫氏

4月23日に行われた市議会議員選挙後、初めての議会となる第2回臨時市議会が、5月11日開催されました。

この臨時会では、議長、副議長や一部事務組合等議会議員などの選挙9件のほか、議案4件、報告4件が審議されました。選挙の結果と審議事項の概要は次のとおりです。

## 行政常任委員会委員

◎能登 直樹 ○佐藤 良治  
・山崎 瑞紀 ・松井 敬道  
・川野 敏夫 ・女鹿 聡  
・下山 則義

## 議会運営委員会委員

◎山崎 瑞紀 ○松井 敬道  
・能登 直樹 ・佐藤 良治  
・川野 敏夫 ・下山 則義

## 一部事務組合等議会議員

■中空知広域水道企業団 (2人) 本田加津子、松井敬道  
■中空知広域市町村圏組合 (1人) 佐藤良治  
■砂川地区保健衛生組合 (1人) 川野敏夫

## 空知教育センター組合 (1人)

山崎瑞紀

## 石狩川流域下水道組合 (1人)

下山則義

## 中空知広域連合 (2人)

本田加津子、能登直樹

## 中・北空知廃棄物処理広域連合 (1人) 女鹿聡

## 承認された報告

■歌志内市税条例の一部を改正する条例〈専決処分〉

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、歌志内市税条例も改正を要することになりました。

■歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〈専決処分〉



地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、歌志内市国民健康保険条例も改正を要することになりました。

■令和4年度歌志内市一般会計補正予算(第11号)へ専決処分

歌志内市公共施設等整備基金条例第2条の規定に基づき、公共施設等整備基金の積み立てを増額することにしました。

補正額は、歳入歳出予算に1億1992万円を追加し、総額を52億4589万円としました。

■令和5年度歌志内市一般会計補正予算(第1号)へ専決処分

国より、令和5年度の新型コロナウイルスワクチンについて、5月8日から接種が開始できるよう指示があったため。

補正額は、歳入歳出予算に2958万円を追加し、総額を42億3958万円としました。

**固定資産評価審査委員会委員の選任**

本年6月24日をもって任期満了となる小川正芳氏の再任について、議会の同意を得ました。(任期3年間)

■市内文珠

小川 正芳氏

※再任のため略歴は省略します。

**可決された議案**

■歌志内市条例の一部を改正する条例の制定について  
地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条文を整備しました。

■令和5年度歌志内市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算に311万円を追加し、総額42億4269万円としました。

補正予算の主な内容は次のとおりです。

【歳出】

▽子育て生活支援特別給付金  
給付事業(ひとり親世帯分)の増  
161万円

▽子育て生活支援特別給付金  
給付事業(ひとり親世帯以外分)の増

230万6千円

【歳入】

▽子育て生活支援特別給付金  
事業費補助金(ひとり親世帯分)の増

150万円

▲本田 加津子 議長



▲女鹿 聡 副議長



▲川野 敏夫 監査委員



**ありがとうございました! ふるさと応援寄附金**

令和4年度にいただいた「歌志内市ふるさと応援寄附金」の実績は下表のとおりとなりました。ご協力ありがとうございました。

この寄附金は、歌志内ふるさと応援基金に積み立て、将来を担う人材の育成をはじめ、地域住民の活動支援や地域の活性化に関する事業などへ活用させていただきます。

●令和4年度ふるさと応援寄附金実績

指定された使いみち	件数	金額
(1) 地域コミュニティの推進	31件	57万円
(2) 子育て支援及び教育・文化とスポーツの振興	98件	157万8千円
(3) 地域の活性化	74件	117万9千円
(4) その他の地域振興	96件	163万円
計	299件	495万7千円

●寄附いただいた皆さまからのメッセージ

- ・素敵な街ですね。いつか歌志内市へ観光で訪れたいと思います。
- ・市長、頑張ってください。手腕を期待しています。
- ・今、住んでいる方が少しでも元気になってほしいと思います。
- ・曾祖父が歌志内市民でした。応援しています。
- ・生まれ故郷なので応援しています。

問い合わせ ふるさと振興グループ (市役所2階 ☎42-3215)

# 北海道お米・牛乳 子育て応援事業

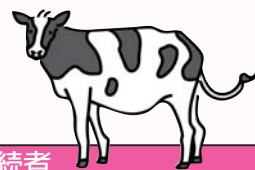
食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、子ども（対象児童）がいる北海道内の世帯に商品券等が支給されます。

## ●対象児童

- ・平成17年4月2日から令和5年9月30日までに生まれた子ども

## ●支給対象および申請対象者について

	支給対象	申請手続き者
1	道内で対象児童と同居している世帯	対象児童と同居する保護者
2	道内で対象児童だけで構成する世帯	対象児童または道内在住の保護者
3	保護者は道内に在住し、道外では対象児童だけで構成する世帯	道内在住の保護者



## ●支給品（いずれか1つを選択）

- 商品券 「おこめギフト券」または「おこめ券」  
6,160円相当分 「牛乳贈答券」2,000円相当分
- 北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる電子クーポン、計8,160円相当分
- 「精米セット」「無洗米セット」のどちらか1セット  
「精米セット」  
精米ゆめぴりか（5kg）2袋・精米ななつぼし（5kg）1袋8,160円相当分  
「無洗米セット」  
無洗米ゆめぴりか（5kg）2袋・無洗米ななつぼし（5kg）1袋8,160円相当分

## ●申請期間

5月10日（水）から9月30日（土）まで

## ●申請方法

電子申請または郵送申請  
くわしくは、下記HPをご確認ください。

- 北海道お米・牛乳子育て応援事業ホームページ  
<https://hk2023kosodate-ouen.jp/>



<福祉事業グループ>

問い合わせ 北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局コールセンター（☎011-350-7371）

## 空家等対策計画を策定しました

空家等の件数は年々増加傾向にあり、その中でも適正に管理されていない空家等が生活環境に影響を及ぼすため、市が対策を進めてきましたが、法律に基づく特定空家等への措置や空家等の利活用の促進など、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため歌志内市空家等対策計画を策定しました。

### ●空家とは

- ・空家等：1年を通じて使用実績がない建築物または附属工作物とその敷地
- ・特定空家等：放置すれば倒壊など保安上危険なもの、衛生上有害となる恐れのあるもの、景観を損なっているものなど

### ●計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

### ●空家対策の取り組み

#### ・空家等の発生抑制

所有者に対し、建築物等の適正な維持管理や財産の適切な継承の重要性等について、周知・啓発します。

#### ・空等家の流通・利活用の促進

空家等の所有者等に対して空家等を流通・利活用させる場合のメリットを周知し、活用・流通を促進します。

#### ・特定空家等への対応

空家等について、そのまま放置することにより周辺住民の生活環境を脅かすものについては、特定空家等と認定し、法に基づく助言・指導・勧告等の必要な措置を講じます。

#### ・その他

除却費用の一部助成制度や空き家バンク制度についてご案内します。



問い合わせ 建設管理グループ（市役所2階☎42-2223）



# 児童手当に関するお知らせ

## ●現況届について

令和4年度以降、児童の養育状況に変更がない場合、現況届の提出は不要となります。ただし、次の①～④に該当する場合は現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な場合は、6月16日（金）までに福祉事業グループへご連絡ください。

### 【現況届の提出が必要な方】

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ②支給要件児童の戸籍がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④その他、市から提出の案内があった方



## ●所得制限限度額・所得上限限度額について

下記の表1のとおりとなります。

### 【支給額について】

児童を養育している方の所得が、表1の①（所得制限限度額）未満の場合、表2の支給額を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付金額（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

なお、10月支給分から、児童を養育している方の所得が表1の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

■表1

扶養親族の数（カッコ内は例）	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833万3千円	858万円	1,071万円
1人 (児童1人の場合等)	660万円	875万6千円	896万円	1,124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917万8千円	934万円	1,162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

■表2

児童の年齢	児童手当額 (1人当たりの月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上6年生修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
7～9年生（中学生）	一律 10,000円

児童手当等が支給されなくなったあとに、所得が表1の「②所得上限限度額」を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。



問い合わせ 福祉事業グループ（市役所2階 ☎42-3213）

## 【各種施策・事業のご紹介】



# 小さいまちならではの魅力を！

～「みんなで創る笑顔あふれるまち」を目指して～

市では、市外から移住していただく施策の充実や、市民の定住・子育てを応援するための施策のほか、高齢者の生活支援を行っており、一人でも多くの方が歌志内に「住んでいて良かった」としあわせを実感できるまちを目指して各種事業を行っています。

現在進めている主な事業を紹介しますので、くわしくは各担当グループまでお問い合わせください。

なお、下表の☆印は本年度の新規事業、※印は内容を拡充した事業です。

	制 度 名 等	概 要	担 当
移住・定住促進	※定住促進助成事業	市内で住宅を取得した場合、最大500万円の奨励金を交付（指定する住宅用地に新築した場合）	企画広報G ☎42- 3214
	☆子育て世帯等移住応援助成金交付事業	本市に転入した子育て世帯等に対し、子ども1人につき20万円交付、引っ越し費用は最大10万円交付	
	短期移住生活体験事業	移住・定住を検討している方等を対象に、宿泊施設を活用して歌志内の暮らしを体験	
	空き家等情報登録制度（空き家バンク）	市内で売却・賃貸することが可能な空き家を登録し、その物件を移住・定住を希望する方に情報提供	ふるさと振興G ☎42-3215
	創業支援事業	市内で新たに起業を目指す方に、店舗等購入費や改修費、設備導入などの創業に要する費用の一部を助成（最大100万円、補助率2/3（原則））	
	住宅改修促進助成事業	個人住宅の改修や耐震化費用に対する助成	
子育て支援	公営住宅入居収入基準緩和	高校生相当までの子どもがいる世帯は、高所得世帯を除き家賃は収入超過割増しなし	建設管理G ☎42- 2223
	認定こども園	「教育」「保育」「子育て」を総合的に支援する認定こども園	福祉事業G ☎42- 3213
	認定こども園保育料・給食費の無料化	認定こども園入園者の保育料・給食費を無料化	
	認定こども園特別保育事業	認定こども園の特別保育サービスとして「一時預かり保育事業」や「延長保育事業」を実施	
	子育て支援ごみ袋支給事業	3歳未満の子どもがいる世帯に燃やせるごみ袋20リットルを1か月当たり10枚（最大120枚）を配布	
	修学旅行費用助成事業	児童生徒の修学旅行費用を全額助成	学校教育G ☎42- 4223
	※高等学校等就学支援事業	就学経費を負担している世帯の経済的負担軽減のため、高校生等1人につき月額1万5千円を交付	
	スクールバス運行	義務教育学校全学年の遠距離通学者にスクールバスを運行	
	補助教材費一部負担	義務教育学校補助教材費の一部を負担	
	学校給食費無料化	義務教育学校の給食費を無料化	
	英語検定料助成	義務教育学校児童生徒の英語検定受験を奨励し、1人年1回、検定料を全額助成	
☆歌志内学園指定制服等支給事業	歌志内学園7年生に進級した生徒に、指定制服等（トレーニングウェア上下、ハーフパンツ、指定靴）を支給		
☆スキー用具レンタル費助成事業	児童生徒のスキー用具（スキー板、ストック、スキー靴）のレンタル費を助成		

	制 度 名 等	概 要	担 当
子育て支援	☆高等学校等学習用パソコン購入費補助事業	高等学校等にて使用する学習用パソコンの購入費を助成（補助上限額4万5千円）	学校教育G ☎42- 4223
	チャレンジキャンパス（公的学習塾）	8月～3月の土曜日、義務教育学校（後期課程）対象の学習塾（無料）を開催	社会教育G ☎42- 4223
	子ども医療費助成事業	18歳までの子ども医療費を無料化	戸籍保険G ☎42- 3217
	妊婦健診費用助成事業	妊婦一般健康診査と超音波検査各14回分を助成	保健介護G ☎74-6616
	予防接種費用助成事業	1歳から高校生相当、妊婦のインフルエンザ予防接種の無料化	
	不妊治療費助成事業	不妊治療に係る治療費・交通費の一部を助成	
	妊婦の歯科健診	幼児歯科健診にあわせて、妊婦の歯科健診実施（無料）	
	新生児聴覚検査	新生児期に実施する聴覚検査の費用の全額助成	
	子育て用品レンタル事業	ベビーバス・ベビーベッド・ベビーラック・体重計・チャイルドシート・ベビーカーのレンタル費用の助成（36か月未満、レンタル費用の上限あり）	
	小児慢性特定疾病交通費助成事業	小児慢性特定疾病の通院に係る交通費の助成（上限年12回）	
教育環境の充実	学校での国際教育の充実事業	全学年で外国語指導助手の活用	学校教育G ☎42- 4223
	プログラミング教育教材機器導入	人型ロボットを導入し、プログラミング教育へ対応	
	社会見学などのバス移動無料化事業	社会見学やスキー授業などの学校行事に市のバスで移動	
高齢者等の支援	高齢者の感染予防事業	定期高齢者肺炎球菌予防接種、インフルエンザ予防接種の無料化	保健介護G ☎74-6616
	高齢者の健康管理事業	後期高齢者健康診査の検査項目の拡充と無料化	
	高齢者の歯科健診	健康診査受診者等に対する、歯科健診の実施（無料）	
	老人家庭除雪支援事業	体力的に除雪が困難な高齢者世帯等に、除雪ヘルパーの派遣や除雪経費の一部を負担	
	介護用品支給事業	在宅で要介護者を介護している家族に、月3,000円分の介護用品引換券の交付（紙おむつ等を利用している場合は燃やせるごみ袋20リットルを1か月当たり10枚支給）	
	高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上の耳の聞こえが悪い方で、補聴器が必要な方に、30,000円を上限に補聴器の購入費用を助成	
	高齢者草刈り支援事業	体力的に草刈りが困難な高齢者世帯に、草刈りヘルパーを派遣（6月～9月の間に2回まで派遣）	
	☆高齢者市内移動支援事業	75歳以上の全市民にタクシー乗車券（本券1枚を使用することによりタクシーで市内移動した際の支払金額が500円）とバス乗車券（本券1枚を使用することによりバスで市内移動した際の支払金額が100円）を交付	福祉事業G ☎42- 3213
	高齢者外出支援交通機関利用助成事業	75歳以上の全市民に年間6,000円のタクシーまたはバス利用券を交付	
	外出支援サービス事業	要介護度や身障等級（条件あり）に応じて年間10,000～25,000円のタクシー利用券を交付	
	温泉施設利用優待事業	高齢者世帯等へ利用優待券を交付	



# 【天気】早期注意情報を活用しましょう

## ●「早期注意情報」を活用した事前の備え

気象台では、大雨・大雪・暴風（暴風雪）・波浪・高潮で警報級の現象が5日先までに予想される場合には、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として [高]、[中] の2段階で発表しています。

警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを示す [高] だけでなく、[高]ほど高くないが可能性が一定程度認められることを示す [中] も発表しています。

旅行計画や行事予定、屋外での作業の参考に早期注意情報をご利用ください。

## ●石狩・空知・後志地方の早期注意情報（警報級の可能性）URL

[https://www.jma.go.jp/bosai/probability/#area\\_type=offices&area\\_code=016000](https://www.jma.go.jp/bosai/probability/#area_type=offices&area_code=016000)



スマホで簡単に確認できます

<庶務グループ>

### 5日先までの早期注意情報（警報級の可能性）

翌日まで  
・天気予報と合わせて発表  
・時間帯を区切って表示

2日先～5日先まで  
・週間天気予報と合わせて発表  
・日単位で表示

北海道地方の早期注意情報（警報級の可能性）  
2022年1月11日17時 札幌管区気象台 発表  
石狩地方では、12日までの期間内に、波浪警報を発表する可能性が高い。また、12日までの期間内に、大雪・暴風（暴風雪）警報を発表する可能性がある。

北海道石狩地方		11日	12日				13日	14日	15日	16日
		18-24	00-06	06-12	12-18	18-24				
大雨	警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-	
	18時間最大	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下				
	6時間最大	25以下	25以下	25以下	25以下	25以下				
	24時間最大	50以下								
大雪	警報級の可能性	[中]	[中]	[中]	[中]	[中]	[中]	[中]	[中]	
	6時間最大	20	20	15	15	20				
	24時間最大	50から70								
	警報級の可能性	-	-	[中]	[中]	[中]	[中]	[中]	[中]	
暴風(雷)	最大風速	陸上	11	9以下	11	15	15			
	海上	15	15	20	23	23				
波浪	警報級の可能性	-	-	[高]	[高]	[高]	[高]	[中]	[中]	
	波高	1.5	3	5	6	6				
高潮	警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-	
	警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-	

[高]: 警報を発表中  
[中]: [高]ほど可  
※警報レベルの  
早期注意情報  
\*大雨、高潮に関して、[高]または[中]が予想されている場合。

翌日まで

前日の夕方以降で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雪となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで

数日先の荒天について可能性を把握することができる！

問い合わせ 札幌管区気象台地域防災推進課 (☎011-611-6149)



## 食生活改善推進協議会 おすすめ健康料理

### イワシ缶の炊き込みご飯



歌志内市食生活改善推進協議会（小島照美会長・推進員20名）より、おすすめの健康料理をご紹介します。

今回は、缶詰で手軽に作る1品です。イワシ缶は、サバ缶同様にDHA・EPAが豊富で、たんぱく質やカルシウムもとれ、栄養的にも優れています。また、比較的安価で、長期保存可能なおすすめの食材です。しょうがと大葉の風味がおいしさのポイントの炊き込みご飯、ぜひお試しください。

### ●材料（2合分）

米……………2合  
イワシ<sup>かば</sup>蒲焼き缶  
……………1缶(100g)  
えのきたけ……………小1袋  
にんじん……………1/2本  
しょうが……………10g  
大葉……………5枚

A { 酒……………大さじ2  
みりん……………大さじ1  
しょうゆ……………大さじ1  
か粒だしの素  
……………小さじ1/2

### ●作り方

- ①えのきたけは2cm長さに切り、にんじんとしょうがは2cmのせん切りにする。
- ②内釜に洗った米を入れ、先にAの調味料を入れてから2合のラインまで水を加える。
- ③えのきたけ、にんじん、しょうが、イワシの蒲焼きを汁ごとのせる。混ぜずにそのまま炊く。
- ④炊き上がったらイワシを崩しながら全体を混ぜる。器に盛り、大葉をちぎって散らす。

### ワンポイント アドバイス

・みそ煮やしょうゆ煮など他の味付缶や、サンマ<sup>かば</sup>蒲焼き缶でも作れます。

### 1食分(1/5量)の栄養価

エネルギー… 274kcal  
たんぱく質… 7.7g  
食物繊維… 1.4g  
カルシウム… 54mg  
塩分… 0.9g

今回は、お口の健康についてお伝えします。

## ●歯を失う原因の第1位は“歯周病”です

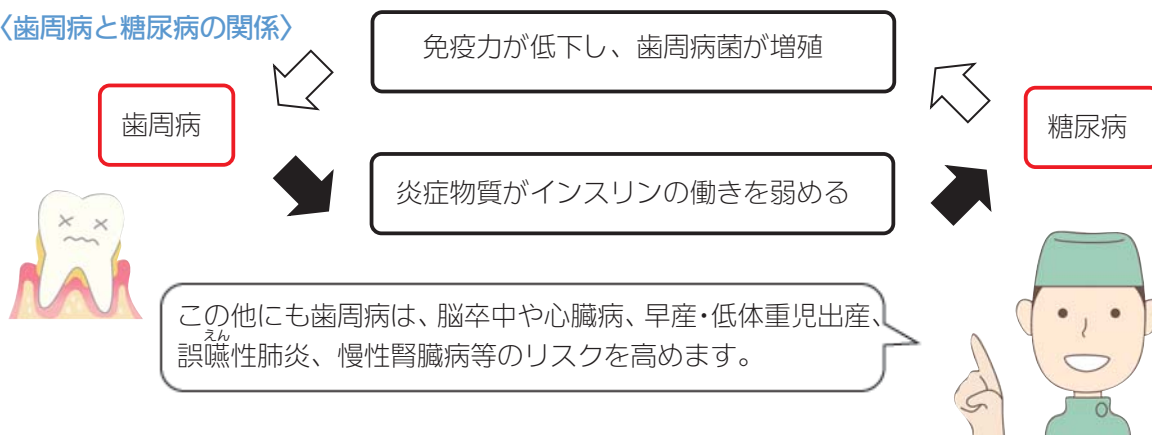
歯周病とは、プラーク（歯垢）内の「歯周病菌」によって、歯ぐきに炎症が起こる病気です。40代以上の約半数が歯周病にかかっていると言われています。

歯周病の初期は自覚症状が出にくく、静かに進行します。重症化すると、歯を支える組織が破壊され、歯が抜け落ちてしまいます。

## ●歯周病は全身の健康にも影響を及ぼします

歯周病の怖さは、歯を失うだけではありません。歯周病は、全身の健康にも影響を及ぼすことがわかっています。そのな中でも歯周病と糖尿病は、互いに悪化させ合う関係にあります。

### 〈歯周病と糖尿病の関係〉



## ●2つのケアでお口と全身の健康を守りましょう

セルフケア	プロフェッショナルケア
<p>歯周病予防・改善の基本は、毎日のケアでプラークを取り除くことです。</p> <p>①歯を磨く順番を決める 噛む面→外側→内側→歯周ポケットと順番に磨くのがお薦めです。</p> <p>②サポートアイテムの活用 歯ブラシだけで取り除けるプラークは6割程度です。歯間などは専用アイテムを活用しましょう。</p> <p>他にも、歯磨きは1日2回以上、1回3分以上磨く、歯磨き剤はフッ化物配合を選ぶことも大切です。</p>	<p>セルフケアでは落としきれない汚れがあります。3～6か月に1回を目安に歯科医や歯科衛生士によるケアを受けましょう。</p> <p>①定期的な歯科健診 歯が痛くなってからではなく、定期的に健診を受けることで、トラブルの早期発見につながります。</p> <p>②歯のクリーニング セルフケアでは落としきれないプラークや歯石を除去してもらいます。</p> <p>③セルフケア指導 自分の口の状態にあったアドバイスをもらうことで、毎日のケアがより効果的なものになります。</p>

市では、各種歯科健診を実施しています!

幼児・妊婦歯科健診については、詳細は広報または親子カレンダーでご確認ください。

成人歯科健診については、本年度40・50・60・70歳になる方へ6月下旬にご案内をお送りします。

問い合わせ

保健介護グループ（市役所2階 ☎ 74-6616）